

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

事務局連絡先

埼玉県社会保険推進協議会  
〒340-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.2

08年1月28日発行



八〇人を超える傍聴者

## 雪降る中 八〇名を越える支援者 これ以上の違法行為は許さない

一月二三日（水）の雪降る中、「三郷生活保護国家賠償請求裁判」を傍聴しようと、傍聴整理券が配られる九時三〇分前から、多くの傍聴希望者が、さいたま地裁ロビーに集まりました。裁判は、九時五〇分から傍聴席の

五一名と傍聴できなかった人、合わせて八〇名を超える人々が見守るなか開催されました。今回は、第一回の被告三郷市からの反論、「①生活保護の相談だけであり、申請はなかった②平成一八年六月に弁護士が同行して申請

するまでは、そもそも要保護状態にはなかった③転出の通知は不要な場合であり、葛飾区での生活保護申請を禁止したこともない」に対する反証弁論。原告弁護士はパソコンを使い、誰にでもわかりやすく説明を展開しま

した。

### 原告側主張の要旨

①原告らの生活保護申請を、約一年半に渡り、繰り返し拒否（窓口規制）

葛飾区へ通知せず、葛飾区での保護申請を禁止しました。これらの行為は、憲法及び生活保護法に反し、違憲違法です。

### 原告反証に傍聴者の大きな共感

原告反証は、三郷市の保護行政の悪さを浮き立たせるものであり、憲法や生活保護法を生かす行政のあり方を問いたただす内容となりました。

### 三郷市保護行政の冷たさ

本件における、生活保護からの締め出しの構造は「①申請があるのに、『相談』として扱い、申請があつたものと扱わない②保護の利用段階で、個別の厳しい指導や嫌がらせをすることによって、保護廃止に持っていく」これは全国的に起きて

いることですが、事前相談件数を分母として、申請に至った件数を分子とした申請率が平成一七年度の厚生労働省調査で埼玉県全体が四一・八％、三郷市は一三・二％、調査時期と調査元が異なりますが、平成一六年度、会計検査院調査では全国平均が三〇・六％。餓死者の出た北九州市でさえ、二〇・八％となります。

### ②保護開始後、住宅費を支給せず、誤った指導により、市外へ転居させ、わずか二ヶ月余りで保護を打ち切る（保護開始後の追い出し行為）③違法な追い出し行為を隠蔽するため、原告らの転居を

裁判後の報告集会では、原告を励ますと共に、支援する会を中心に、裁判勝利にむけて、奮闘していくことが、確認されました。

### 次回、第三回口頭弁論

日時：〇八年四月二三日（水）

午前九時五〇分～一〇時二〇分

場所：さいたま地方裁判所一〇五法廷

\*弁護士報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。